

けんぽQ & A

Series32

Q 健康保険の被保険者又は被扶養者は、何歳まで加入できるのですか？
はずれなければならない時は、どのような健康保険に入るのですか？

A 65歳から74歳を「前期高齢者」、75歳以上を「後期高齢者」と呼ばれています。

健康保険の被保険者や被扶養者は、実質75歳になる誕生日の前日まで加入できます。

（65歳以上の障害者の方は、国民健康保険へ加入できます。）

75歳になりましたら、被保険者や被扶養者からはずれて、国民健康保険に加入しなくてはなりません。

被保険者の場合、75歳になりましたら、会社の人事部・総務部で、「被保険者資格喪失届」を年金事務所へ提出していただき、被扶養者がおられた方は、同時に被扶養者から外れて、国民健康保険へ加入することになります。

被扶養者の場合、75歳になりましたら、健康保険組合の被扶養者から外すことになりますので、「被扶養者（異動）届」を健康保険組合へ提出していただくことになります。

健康保険組合から外れる場合は、被保険者・被扶養者とも、被保険者証カードを返却していただきます。

（高齢受給者証も一緒に返却していただきます。）